



医療費控除 について



【回答者】
チャットボットの「ケンポ」。
健康保険制度や健康保険組合のしくみなどについて、素早くて確かな解説をしてくれる。



【今回の問い合わせ人^{ひと}】
医療費控除の手続きを検討中。子どもの出産時の費用やカゼのときの市販薬の購入費なども対象になるのか知りたい。



妻や子どもの医療費も合算してよいのかな？



医療費控除とは、1年間の医療費の合計が一定額を超えるとき※に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。他の健康保険に加入している家族の医療費も合算できます。

手続きは、確定申告書に「医療費控除の明細書」や健康保険組合発行の医療費通知を添付して、居住地の税務署に提出します。マイナ保険証をもっている場合は、マイナポータルと連携すると、医療費通知情報を自動入力することができます。

※健康保険組合や生命保険からの給付金などを除いた医療費が10万円（所得が200万円未満の場合は所得額の5%）を超えるとき

出産費用も対象になる？



出産費用や妊娠時の定期検診などの費用、通院時の交通費や入院時の食費、市販薬の購入費、鍼灸師の施術代金、不妊症の治療費なども対象となります。

■対象とならないもの

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ●健康診断や予防接種の費用 | ●近視・遠視のメガネやコンタクトレンズ作成費用 |
| ●通院時のガソリン代 | ●疲れをとるためのマッサージ代 |
| ●ビタミン剤などのサプリメントの購入費用 | ●入院時の希望による差額ベッド代 など |

セルフメディケーション税制とはどうちがうの？



セルフメディケーション税制は、健康の増進や疾病予防のための取り組み※をしている人が、対象市販薬を年間12,000円を超える額を購入したときに所得控除を受けることができる制度です。対象となる医薬品には、パッケージに識別マークや領収書に対象であることの表示があります。なお、医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらかの選択となり、両方の申告はできません。

※健康保険組合の健診、予防接種、市町村のがん検診など

※セルフメディケーション税制は、2026年12月31日までの特例の予定です。

※医療費控除を選択した場合は、セルフメディケーション税制の対象市販薬の購入費も医療費の計算に含めることができます。